

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成25年3月7日

政策	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案		
担当課	気象庁総務部民間事業振興課	担当課長名	城尾 泰彦
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容  <b>【関連条項と内容】</b>                      気象庁以外の者が予報業務を実施するに当たっては気象庁長官の許可を必要としている。                      気象庁以外の者が津波の予報業務を行う場合の許可基準を変更し、津波の予想を気象予報士に行わせることとするのではなく、技術上の基準に適合することとする。                      （気象業務法第18条、第19条の2）</p> <p>② 規制の目的                      津波に関する予報業務許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）による津波予報について、予報業務が国民生活や企業活動等と深く関連しており、技術的な裏付けの無い予報が社会に発表され、混乱をもたらすことの防止を目的とし、許可基準により一定以上の質の確保を図っている。                      津波については、近年のコンピュータによる計算手法の開発・進歩及びコンピュータ自体の性能向上に伴い、津波の発生原因となる断層運動や地形等のデータをもとにしてシミュレーションを行うことにより、精度の高い計算結果が得られるようになっている。                      このため、津波の予報業務については、気象予報士による予想ではなく、予測計算手法に関する技術上の基準を定め、それを許可基準とする。                      これにより、今まで以上に迅速に精度の高い津波予報が社会に提供され、津波被害の軽減に貢献するものである。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標                      a 関連する政策目標                          4 水害等災害による被害の軽減                      b 関連する施策目標                          10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する                      c 関連する業績指標                          —                      d 業績指標の目標値及び目標年度                          —                      e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標                          気象庁以外の者から提供される津波予報の迅速性と精度</p> <p>④ 規制の内容                      規制の変更。気象庁以外の者が津波の予報業務を行う場合の許可基準を変更し、津波の予想を気象予報士に行わせることとするのではなく、技術上の基準に適合したコンピュータに基づくシミュレーションにより行うこととする。</p> <p>⑤ 規制の必要性                      a 目標と現状のギャップ                      現在の津波予報業務の許可基準は専門的知見を持つ気象予報士の設置を要件とし、現象の予想は気象予報士に行わせることとなっている。そ</p>		

	<p>のため、近年進歩がめざましいコンピュータを用いた数値シミュレーションによる津波予想技術の活用を考慮できておらず、最新技術の恩恵を活かしきれていない。</p> <p>b 原因分析 津波の数値シミュレーションが主流となる以前においては、気象予報士の有する流体力学等の専門的知見が津波予報に有効であることから、気象業務法において、気象庁以外の者が津波予報業務を行う際の許可基準においては、気象予報士の設置が規定された。</p> <p>c 課題の特定 気象庁以外の者が津波予報業務を行う場合であっても、その社会的影響の大きさに鑑み、より短時間で精度の高い予報が行われる必要があることから、コンピュータに基づくシミュレーションの活用を要件とする必要がある。</p> <p>d 規制の具体的内容 気象庁以外の者が津波の予報業務を行う場合の許可基準を変更し、津波の予想を気象予報士に行わせることとするのではなく、技術上の基準に適合することとする。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>現行のとおり、津波予報業務の許可基準として気象予報士の設置を要件とする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 技術上の基準を満たすためのシミュレーションのプログラムや常時運用可能なコンピュータの整備のための費用として、初期固定費用と維持経費（保守経費、電気代、人件費等）。</p> <p>b 行政費用 なし</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 津波予報を行う気象予報士等の人件費。</p> <p>b 行政費用 なし</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素 津波について、気象庁はコンピュータに基づくシミュレーションの活用により津波警報等を発表しているが、それに加えて、許可事業者から、個別のニーズに応えるきめ細やかで、かつ、最新技術の数値シミュレーションによる精度の高い津波予報が迅速に社会に提供されることとなり、津波被害の軽減に貢献する。</p> <p>② 代替案における便益の要素 気象庁が発表する津波警報等に加えて、許可事業者から、津波予報に係る専門的知見を有する気象予報士の予想による個別ニーズに応えるきめ細やかな津波予報が迅速に社会に提供されることとなり、津波被害の軽減に貢献する。 ただし、最新技術に基づく高い精度の津波予報は確保されない。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>規制の費用に関して、当該規制案と代替案を比較した場合、その大小の定量的な比較は困難である。 例えば、気象予報業務を既に行っていて津波予報業務を新たに開始</p>

	<p>する場合は、気象予報士に係る追加的費用が発生しない場合もある一方で、数値シミュレーションプログラムやコンピュータ整備が既に行われ、維持経費（保守経費、電気代等）も他の気象予報の中で対応されており、それに係る追加的費用が発生しない場合もある。このような場合のほかにも様々な状況如何によって費用はそれぞれ異なり、定量的な大小の比較は困難である。</p> <p>規制の便益に関して、シミュレーションによる最新手法に基づく高い精度の津波予報を行うことが可能である当該規制案と比較した場合、代替案については許可事業者が提供する津波予報では最新技術に基づく精度が確保されないことから、津波からのより迅速な避難行動等に結びつかないなどのおそれがあり、当該規制案の便益の方が優位にあることは明らかである。</p> <p>上記のとおり、当該規制案と代替案について、費用面の比較での大小の特定は困難であるものの、便益面では当該規制案が代替案を大きく上回っているといえる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>なし</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>平成 29 年度に RIA 事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>規制の有効性について、津波に関しては近年のコンピュータによる津波予想技術の進歩により、精度の高い予想結果が得られるようになっており、許可基準の見直しにより、迅速に精度の高い津波予報が社会に提供され、津波被害の軽減に貢献することとなる。</p>